

令和 5 年 12 月

第 5 回徳島市議会定例会議案

(予 算 議 案 2)

目

次

議案第 127 号	令和 5 年度徳島市一般会計補正予算（第 7 号）	1 ページ
議案第 128 号	令和 5 年度徳島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	9 "
議案第 129 号	令和 5 年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算（第 1 号）	15 "
議案第 130 号	令和 5 年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第 1 号）	19 "

令和 5 年度徳島市一般会計補正予算（第 7 号）

令和5年度徳島市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度徳島市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,295,315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,135,993千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正（追加）」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正（追加）」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正（変更）」による。

令和5年12月8日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		28,492,928	502,085	28,995,013
	1 国庫負担金	19,099,520	465,666	19,565,186
	2 国庫補助金	9,263,012	36,419	9,299,431
16 県支出金		8,615,378	323,971	8,939,349
	1 県負担金	6,303,517	199,355	6,502,872
	2 県補助金	1,817,224	124,616	1,941,840
18 寄附金		606,630	125,000	731,630
	1 寄附金	606,630	125,000	731,630
21 市債		8,909,100	25,500	8,934,600
	1 市債	8,909,100	25,500	8,934,600
22 繰越金		723,638	318,759	1,042,397
	1 繰越金	723,638	318,759	1,042,397
歳入	合計	114,840,678	1,295,315	116,135,993

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		539,282	2,513	541,795
	1 議会費	539,282	2,513	541,795
2 総務費		8,899,751	90,753	8,990,504
	1 総務管理費	6,719,543	74,013	6,793,556
	3 戸籍住民基本台帳費	532,241	16,740	548,981
3 民生費		57,026,670	844,339	57,871,009
	1 社会福祉費	27,226,358	824,129	28,050,487
	2 児童福祉費	18,807,409	20,210	18,827,619
4 衛生費		10,738,428	334,477	11,072,905
	1 保健衛生費	5,589,835	334,477	5,924,312
6 農林水産業費		1,273,264	12,800	1,286,064
	2 農地費	609,484	12,800	622,284
7 商工費		1,787,638	9,633	1,797,271
	1 商工費	1,787,638	9,633	1,797,271
9 消防費		3,153,553	800	3,154,353
	1 消防費	3,153,553	800	3,154,353
歳出	合計	114,840,678	1,295,315	116,135,993

第2表 繰越明許費補正(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 選挙費	市長選挙執行事業	22,750
7 商工費	1 商工費	旧眉山パークウェイ管理事務所解体事業	5,733
8 土木費	3 河川及び排水施設費	排水施設新設改良事業	467,643
		流域治水対策事業	20,000
	5 都市計画費	都市下水路事業	516,970
		徳島外環状道路周辺対策事業	230,850
		四国横断自動車道周辺対策事業	509,967
9 消防費	1 消防費	耐震性貯水槽整備事業負担金	120,000

第3表 債務負担行為補正（追加）

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
議 会 デ ジ タ ル 化 推 進 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	7,660
コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 指 定 管 理 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	37,677
教 育 ・ 保 育 施 設 等 整 備 費 補 助	令 和 6 年 度	384,014
保 育 士 I J U 等 就 労 支 援 事 業	令 和 5 年 度 及 び 令 和 6 年 度	6,000
学 校 ト イ レ 洋 式 化 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	1,132,620
川 内 中 学 校 仮 校 舎 整 備 等 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	298,090
国 府 中 学 校 仮 校 舎 整 備 等 事 業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	481,316

第4表 地方債補正（変更）

（単位 千円）

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
庁舎改修事業	172,300	13,100	185,400	補正前に同じ		
教育・保育施設等整備費補助事業	173,300	2,700	176,000			
農地施設整備事業	241,200	9,700	250,900			

令和5年度徳島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度徳島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度徳島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,344,808千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		3,817,101	△ 800	3,816,301
	1 国民健康保険料	3,817,101	△ 800	3,816,301
3 県支出金		17,622,596	1,122	17,623,718
	1 県補助金	17,622,596	1,122	17,623,718
5 繰入金		2,804,399	25,275	2,829,674
	1 一般会計繰入金	2,654,399	25,275	2,679,674
歳入	合計	24,319,211	25,597	24,344,808

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		558,136	25,597	583,733
	1 総務管理費	558,136	25,597	583,733
歳出	合計	24,319,211	25,597	24,344,808

令和5年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島市の食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和5年12月8日提出

徳島市長 内藤 佐和子

第1表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
食 肉 セ ン タ ー 指 定 管 理 料	令 和 5 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	228,933

令和5年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度市民病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	病院事業収益	11,582,219千円	35,873千円	11,618,092千円
第2項	医業外収益	1,515,909千円	35,873千円	1,551,782千円
		支	出	
第1款	病院事業費用	11,677,727千円	318,873千円	11,996,600千円
第1項	医業費用	11,290,469千円	283,000千円	11,573,469千円
第2項	医業外費用	357,258千円	35,873千円	393,131千円

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
給食業務委託	令和6年度	49,000千円
医療事務業務委託	令和6年度	7,000千円

第4条 予算第10条中「1,513,000千円」を「1,666,000千円」に改める。

令和5年12月8日提出

徳島市長 内藤 佐和子

